



# 「青木小学校」学校規模適正化等 検討部会ニュース

発行日：令和7年2月17日（月）  
発行元：「青木小学校」学校規模適正化等  
検討部会事務局  
（事務局：横浜市教育委員会事務局学校計画課）

## はじめに

現在、青木小学校は通学区域内におけるマンション開発の影響により、児童が増加しており、毎年のように諸室を一般教室へ転換する改修を行っています。今後も、さらなる住宅開発が計画されており、教室不足となる見込みです。

そこで、青木小学校の学校規模適正化に向けて具体的な対応策を検討するため、「『青木小学校』学校規模適正化等検討部会」を設置し、令和6年12月12日に第1回検討部会を開催しました。

この先、検討部会での検討状況等について、本ニュースを発行し、保護者の皆様や青木小学校の通学区域内にお住まいの皆様にお伝えしていきます。

## 第1回検討部会（公開）

日時：令和6年12月12日（木）  
18時から  
会場：神奈川区役所  
地下1階 機能訓練室



## ●第1回検討部会の決定事項など●

- ・青木小学校の学校規模適正化に向けた具体的な対応策として、第1回は施設面を中心に説明を行いました。施設面による対応は、場所、スケジュール、学校運営面等の観点から事務局としては困難と考える旨をお示ししました。
- ・第2回検討部会では、部会委員からいただいた施設面に対する御意見への回答及び通学区域の見直しを行う場合の事務局案をお示しし、御議論いただきます。

## 1 検討部会の運営

本検討部会は、「『青木小学校』学校規模適正化等検討部会運営要領」に基づき、運営します。

「青木小学校」学校規模適正化等検討部会運営要領（抜粋）  
（調査審議事項）

第2条 部会は、横浜市学校規模適正化等検討委員会条例第5条第1項の規定により、青木小学校に関する次の各号に掲げる事項について調査審議することとし、調査審議結果をまとめた意見書を、横浜市学校規模適正化等検討委員会に提出する。

- (1) 規模の適正化に関すること
- (2) 通学区域の適正化及び弾力化に関すること
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項  
（会議）

第5条 部会の会議は、部会長が招集する。ただし、部会長が選出されていないときは、横浜市学校規模適正化等検討委員会委員長が行う。

- 2 部会は、部会委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した部会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 4 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、会議については、一般に公開するものとする。ただし、部会の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

## 2 検討部会の構成

横浜市学校規模適正化等検討委員会条例及び上記の運営要領に基づき、検討部会の委員は、次の方々に決まりました。また、部会長及び副部会長につきましては、次の方々に決まりました（敬称略）。

部会長	澤野 英忠(青木第一自治連絡協議会 会長)	
副部会長	戸張 治行(青木第二自治会町内会連合会 会長)	
委員	石川 清美(青木第一自治連絡協議会 副会長)	中川 朋子(青木第二自治会町内会連合会 事務局長)
	渡邊 範文(青木第一自治連絡協議会 会計監事)	山下 明日香(青木小学校PTCA 会長)
	植松 満美子(青木第一自治連絡協議会 事務局)	櫻井 美枝(青木小学校PTCA 副会長)
	神谷 易廣(青木第二自治会町内会連合会 副会長)	相川 裕(青木小学校PTCA 副会長)
	明歩谷 年生(青木第二自治会町内会連合会 会計)	後明 好美(青木小学校 校長)

<検討部会における説明内容（抜粋）>

**3 青木小学校の不足教室対策に関する説明会**

青木小学校の学校規模適正化に向けて、具体的な検討を行うにあたり、青木小学校の保護者及び通学区域内にお住まいの方を対象に、説明会を開催しました。

当日の資料、質疑応答については、ホームページに掲載しています。

開催日	会場	参加者
令和6年10月11日	青木小学校体育館	夕方の部：63名
		夜の部：64名



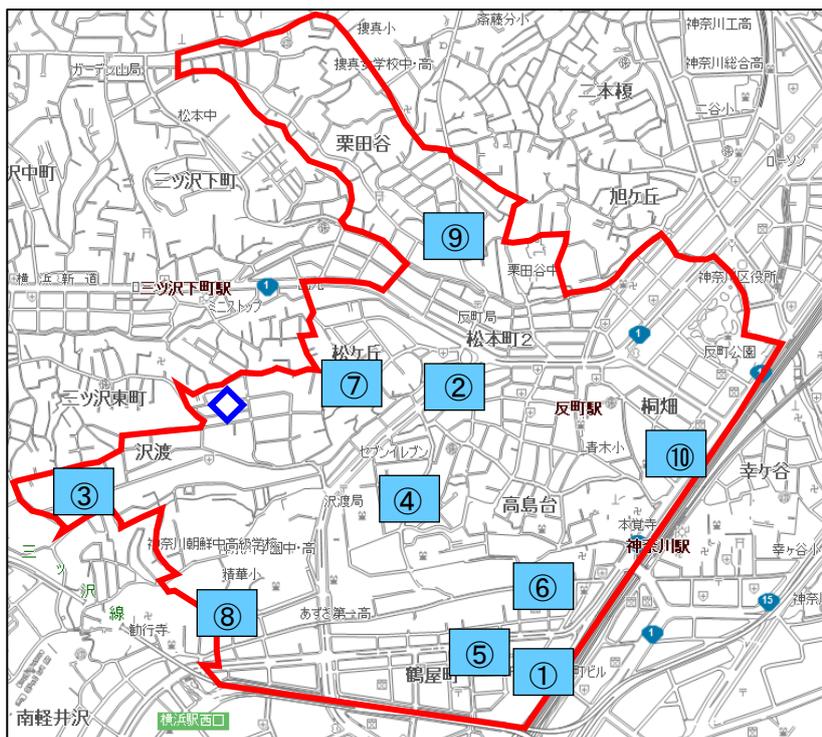
【当日資料】 【説明会報告】

**4 青木小学校の現状**

(1) 現在の児童数・学級数（令和6年5月1日時点）

	児童数	学級数
一般学級	743人	24学級
個別支援学級	40人	6学級
計	783人	30学級

(2) 通学区域図及び通学区域内の共同住宅開発状況



**【凡例】**

- 小学校通学区域
- 開発所在地
- ◆ 今後開発が想定される場所

**(注意点)**  
開発情報は第1回検討部会時点の内容です。入居年、総戸数は事務局で把握している内容であり、実際は異なる場合があります。

	開発所在地	入居年	住宅種類・総戸数
①	鶴屋町1丁目41番	R6	集合分譲住宅・459戸
②	泉町16番5	R7	集合賃貸住宅・16戸
③	沢渡54番2	R7	集合分譲住宅・36戸
④	高島台24番1	R7	集合分譲住宅・98戸
⑤	鶴屋町2丁目9番	R7	集合分譲住宅・80戸
⑥	台町8番1	R7	集合分譲住宅・80戸
⑦	松ヶ丘47番	R7	集合賃貸住宅・23戸
⑧	沢渡4番2	R9	集合分譲住宅・53戸
⑨	栗田谷15番11	R10	集合分譲住宅・70戸
⑩	桐畑2番	R9	集合分譲住宅・170戸
今後開発が想定される場所			
◆	JR東日本松ヶ丘駅跡地（松ヶ丘） ※現在解体中		

### (3) 今後の児童数・学級数（一般学級）

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	保有教室
児童数	743	785	787	784	794	800	820	25
学級数	24	24	24	24	25	26	27	

※R6は令和6年5月1日時点の実数、R7以降は令和6年度義務教育人口推計による推計値

※R7以降は、全学年35人学級

※この義務教育人口推計には、前頁の①～⑨のマンション等で新たに入居が予想される児童数を見込んでいます。

### (4) 今後の児童数・学級数（個別支援学級）

個別支援学級は個々のお子さんの障害の状態や程度に応じた学習をするための少人数の学級です。授業内容、授業時間数については、障害種別のクラスでの学校生活を基本とし、それぞれの子ども達の教育的ニーズを踏まえて、学校規模に関わらず、一人ひとりに応じた環境を整えています。

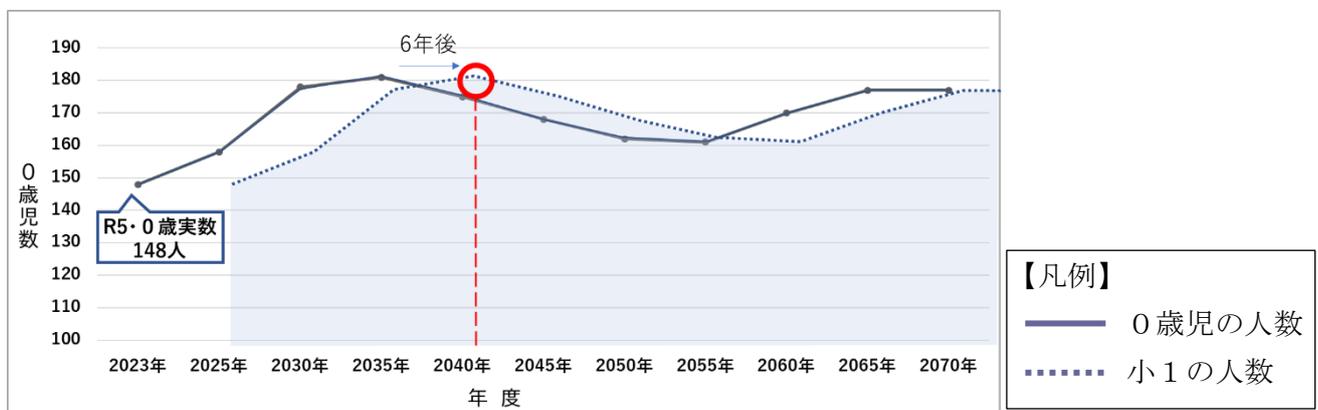
そのため、具体的な個別支援学級の児童数の見通しを算出することが困難であるため、推計表は作成していませんが、過去の児童数・学級数を見ると、増加傾向にあり、今後も同じような状況が続くと見込んでいます。

#### (参考) 個別支援学級の児童数・学級数（実数）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
児童数	5	9	9	11	16	15	14	14	14	17	20	26	31	31	40
学級数	2	2	2	2	3	2	3	3	3	3	3	5	5	5	6

### (5) 長期的な今後の見込み

横浜市将来人口推計（※）を基に青木小学校の通学区域内の0歳児を算出した場合、2030年代には現在よりも各学年30人程増加し、**2040年代には青木小学校の児童数は1,000人近くになる見込み**です。



※将来人口推計とは

- ・出生、死亡、転入・転出について、実績値の動向をもとに仮定を設け、将来の人口規模、男女・年齢構成の推移について推計を行ったもの
- ・国などの公的機関が行う将来人口推計の標準的な方法であるコーホート要因法を採用
- ・横浜市では、国勢調査及び国の将来人口推計の実施時期に合わせ、概ね5年毎に実施
- ・推計期間は2020年から2070年までの50年間

### (6) 施設面

敷地面積	9,288 m <sup>2</sup>
校庭面積	2,499 m <sup>2</sup>
保有教室	31 教室
	(内訳) 一般教室として使用可能な教室：25 教室 個別支援教室：6 教室



## 5 対応策

### (1) 施設面による対応

#### ア 内部改修

青木小学校は児童の増加に伴い、毎年のように普通教室への改修を行っており、過去10年間で7教室分の改修を行っています。

改修余地としては、3階多目的室（1教室分）が考えられますが、これまで繰り返し内部改修を行ってきたため、すでに少人数指導教室等、自由な用途で使用できる教室がほとんどない状況です。そのため、これ以上の内部改修は学校運営に支障をきたす可能性があり、望ましくありません。

(参考) 改修状況

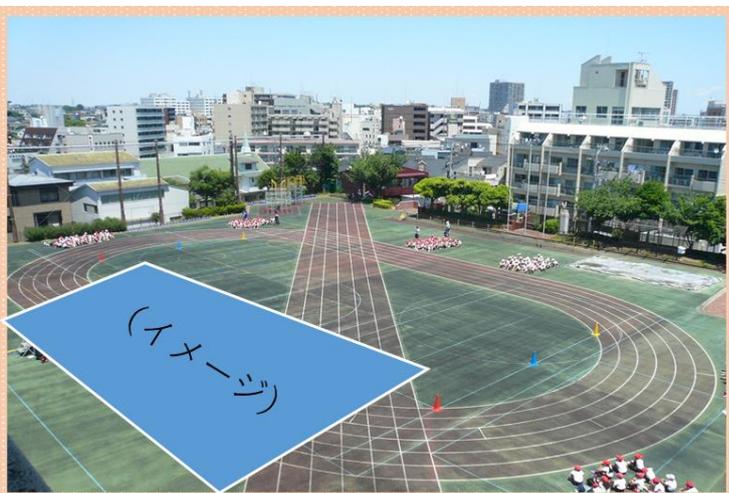
改修年	改修内容
H26	多目的室→普通教室
R2	多目的室→普通教室
	多目的室→普通教室
R3	青木記念館→青木記念館、国際教室
	個別支援教室→普通教室
	個別支援教室、国際教室→普通教室
	個別支援教室、ランチルーム→個別支援教室
R4	図書室→普通教室、多目的室
	視聴覚室→図書室
R5	青木記念館→普通教室
	放送室、スタジオ→放送室、青木記念館

#### イ 仮設校舎

仮設校舎の建設は、2～5年程で児童数が落ち着き、教室不足が解消される場合に検討します。青木小学校の児童数は今後も増加傾向であり、数年で落ち着く見込みではありません。

また、仮設校舎を建設する場合、グラウンドに建設することになるため、現在よりもさらにグラウンドが狭くなり、体育の授業等、学校運営に支障が出ます。

(参考) 仮に仮設校舎を建設する場合の候補地



仮設校舎の設置により、グラウンドの約半分が使用できなくなります。また工事期間中は全面的に使用の制限が出ます。

## ウ 増築

増築は、当面の間、児童数が減少せず、教室不足の解消が見込まれない場合に検討を行います。仮設校舎のようにいずれは解体となるものとは異なり、基本的には建替え等の時期が来るまで壊さないものとなります。そのため、グラウンドに増築棟を建設すると、増築棟の建替え等の時期が来るまで、グラウンド利用に制限が出るため、候補地としてはグラウンド上ではなく、既存校舎の北側部分の方が妥当であると考えられます。

ただし、北側には補強擁壁があり、新しく建てるには補強擁壁への影響の懸念があります。そのため、擁壁の調査等が必要となり、通常の事業期間よりも長期化し、教室不足が見込まれるまでに対策が完了しない状況が見込まれます。

(参考) 仮に増築棟を整備する場合の候補地



【写真】補強擁壁（★部分）

## エ 建替え

建替えは、長期間にわたり、工事完了よりも前に青木小の教室不足が見込まれるため、教室不足の解消に間に合いません。

### ■基本的な事業スケジュール

#### 【基本的な事業スケジュール】

■建替えまでの標準的なスケジュール

1年目

2年目

3年目

4年目～

基本構想

基本設計・実施設計

工事

敷地条件などにより工事期間は異なります



## オ 教育委員会としての考え

施設面による対応について様々な対策を検討しましたが、どの手段を用いても、青木小学校の教室不足問題の抜本的な解消には至りません。

また、これ以上の内部改修やグラウンドへの仮設校舎設置は子どもたちの教育環境や学校運営への影響が考えられます。

その他にも、現在の給食室の中で作ることができる給食数には限度があります。今以上に児童が増加すると、給食室の増築等はスペース的にも困難なこともあり、必要な給食数の提供が困難な状況になることが想定されます。

以上のことから、施設面による対応は、場所、スケジュール、学校運営面等からも課題が多く、教室不足の解消にはならないため、教育委員会としては、施設面での対応は困難と考えます。

## (2) 通学区域の見直し

第1回検討部会では、通学区域設定にあたっての基本的な考え方についてお示ししました。

対象区域等の具体的な検討は第2回以降に行う予定です。

### ア 基本的な考え方（「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」抜粋）

#### 通学区域設定にあたっての考え方

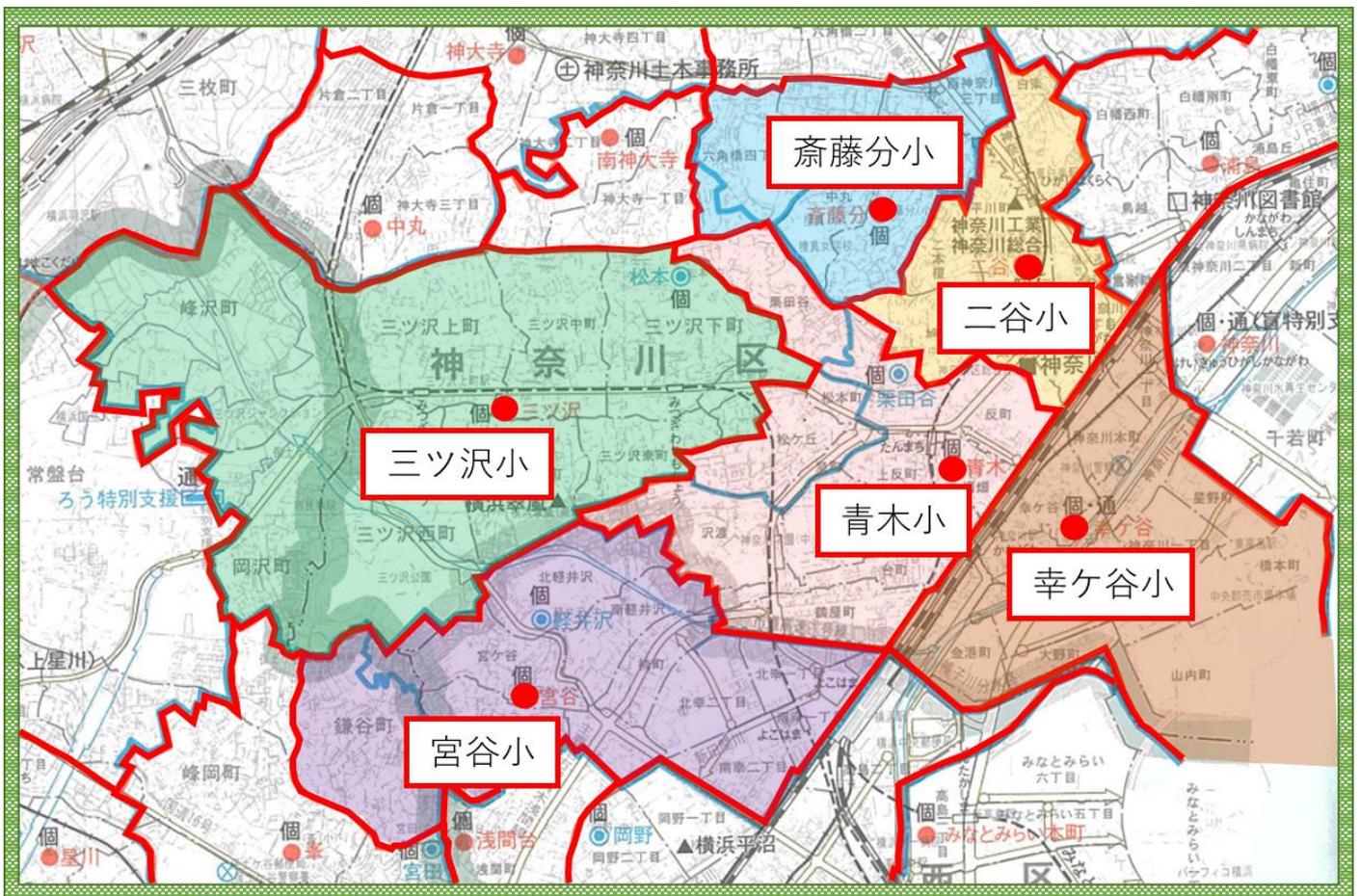
「学校規模」「通学距離」「通学安全」を基本としつつ、「地域コミュニティとの関係」や「行政区」「小学校・中学校の通学区域」を総合的に配慮して設定する。

設定にあたっては、道路、鉄道、河川等で地形的に通学区域が区分されていることが望ましい。

#### 通学距離

徒歩での通学を前提に、望ましい通学距離は、小学校では片道おおむね2キロメートル以内、中学校では片道おおむね3キロメートル以内とする。

### (参考) 青木小学校の隣接校



## 6 部会における主な発言・質問（★：委員からの主な発言 ⇒：事務局からの説明・回答）

※紙面の都合上、発言の要旨を記載しています。会議の詳細については会議録をご覧ください。

**★北側への増築を行う場合、北側の補強擁壁と記載されている部分について、この補強擁壁自体は調査済みで、建築確認が取れている等安全面は確認できているのか。**

⇒現在使用している状況では安全面に問題はない状況です。

ただし、この部分に新たに建物を建てるとなった場合は、何かしらの力が擁壁にかかるため、擁壁が崩れる等の可能性が考えられます。そのため、仮に増築棟を建てるとなった場合は、初めに擁壁の補修が必要となり、相当な工事期間を要すると考えています。

**★資料で示されている増築校舎の位置は、補強擁壁への影響を考慮したものではなく、現時点では増築棟を建てるのが現実的に可能なのかどうかもまだ分からないということか。**

⇒おっしゃる通りです。北側の民家等への日影規制がかからないような場所としてお示ししているだけとなります。

**★体育館等に上積みで建築することはできないと書かれているが、昔の体育館は2階建てだったと聞いた。これは、今の法律上ではできないということか。**

⇒2階建てにすることは可能ですが、現状の体育館の上に建てるということは構造的に難しいと判断しています。

2階建てにするのであれば、今ある体育館を取り壊して建替えなければなりません。

**★体育館を一度全て壊して、建て直すということではできないのか。**

⇒体育館を建替えるとなると、まずグラウンドに体育館のプレハブを建てることとなります。青木小学校の場合、正門からしか工事車両の出入りができないため、児童の通学動線と工事車両の動線を考慮すると、通常よりも工事期間が長くなるのが想定されます。そうすると、教室不足が見込まれるまでに解消することはできないと考えています。

**★北側部分に2階建てのプレハブを8教室建てることは難しいのか。プレハブであれば、基礎を深く掘らなくても建てられるだろうし、擁壁にも荷重はかからないと思う。5～6年しのげば何とかできるのではないか。**

⇒プレハブの場合も基礎杭を打ち込むことが想定されるため、建築物を建てるにあたって擁壁の補強は避けて通れないと考えています。青木小学校の場合、正門からしか工事車両の出入りができないため、児童の通学動線と工事車両の動線を考慮すると、通常よりも工事期間が長くなるのが想定されます。そうすると、教室不足が見込まれるまでに解消することはできないと考えています。

**★擁壁の問題で北側のプレハブ設置が難しいのであれば、東側へのプレハブ設置は検討できないのか。**

⇒北側斜線規制への影響があるとともに、東側には災害用ハマッコトイレが設置されています。また、東側についても、擁壁の補強が必要となるため、工事期間等を考慮すると困難です。

擁壁に影響を与えない場所となると、グラウンドがかなり狭くなり、体育の授業等に支障が出ます。

**★グラウンドが狭くなるのであれば、体育の時間だけ近隣の公園を使うことはできないのか。**

**通学区域の見直しを行い、青木小よりも遠い学校へ通学することよりも、授業中に先生と公園まで行くほうが安全だと思う。**

⇒教育課程上の時間的な部分を確保しなければなりませんし、校外で子どもたちが学習をする場合は安全面を考えて引率の必要があり、教員の数を確保していかなければなりません。そのような状況を考えると、外で体育の活動をしてまた学校に戻ってくるということは学校運営において困難と考えます。

**★現在、幸ヶ谷小学校ではグラウンドに増築棟を建築し、幸ヶ谷公園をグラウンドとして使用しているとあるが、青木小学校も反町公園を使用して増築棟を建築することもできるのではないか。**

⇒現在、幸ヶ谷小学校のグラウンドは増築棟により事実上ない状況です。この場合、学校生活に支障が生じるということで、増築棟を建てる時に幸ヶ谷公園のところに直接乗り入れできる階段施設を作り、安全を担保した上で、幸ヶ谷公園を一時的な使用許可ということで利用している状況です。幸ヶ谷小学校の場合は、たまたま条件が非常によかったということもあり、青木小学校で同様の対応をとることは安全面等から困難と考えます。

**★施設面の検討は今回限りなのか。**

⇒次回は通学区域変更案も御用意させていただきたいと思っています。その上で、検討部会で通学区域と施設面での対応策を総合的にご議論いただきたいと思いますと考えています。

**★図書室や理科室等の特別教室の大きさを通常よりも小さいサイズに変更し、特別教室をプレハブに持ってくることであれば、その分を一般教室として使用できるのではないか。**

⇒図書室や理科室といった教室については、通常一般教室の2倍の広さを確保しております。敷地条件によって多少狭くなってしまっている学校もありますが、教育委員会としては、横浜市内の教育水準は同一レベルでないといけないと考えているため、そこを一時的なものだからと面積を小さくすることは教育機会の均等を考えると、取れる手段ではないと考えています。

**★今以上に青木小学校の児童が増加した場合、給食に影響はあるのか。**

⇒現在、児童と教職員合わせて約800食を作っています。これ以上児童が増加すると、各クラスに運ぶ台車が無菌室に収まらなくなったり、調理に使用する回転釜の台数が足りなくなったりする状況が想定されます。このような状況を解消するには、給食室の拡張が手段の一つとして考えられますが、青木小学校は敷地に余裕がなく、給食室を拡張可能な余地がない状況です。敷地に余裕がないため困難ではありますが、仮に給食室の配置を見直す場合は、工事が完了するまで何年もの間、給食提供が停止することになります。そのため、児童数が増加した場合、こどもたちの給食提供に影響があると考えています。

**★鶴屋町に建設された「ザ ヨコハマフロントタワー」は459戸と記載されているが、高級マンションであり、現時点でこのマンションから青木小に通学している児童は5人ほど。このマンションから多くの児童が通うとは考えられないため、教育委員会が示す予測の数字からだいぶ変わるのではないか。児童数をより正確に把握すれば、現在の教室規模のままで間に合うのではないか。**

⇒「ザ ヨコハマフロントタワー」については、事業者へヒアリングを行い、実態に合わせて増加分の算出を行っています。次回の検討部会で、新規マンションからどれだけの児童を見込んでいるのか資料を用意します。

**★青木小学校の現状から見て、指定地区外就学の児童の受入れについては検討が必要だと思ふ。**

**★検討部会ニュースの配付方法はどのようなものを予定しているのか。**

⇒冊子形式のものを青木小学校の通学区域内にお住まいの方に全戸配付する予定です。

**★一番影響を受ける保護者への説明を丁寧にしてほしい。本日の検討部会もホームページに開催案内が出ていると思うが、開催前に何かしらの方法で事前に通知をしてもよかったのではないか。例えば、教育委員会からすぐ一配信をしていただく等、検討部会が開催されることや検討された内容を周知してほしい。**

⇒ニュース紙面での情報提供や今後の周知方法については検討させていただきます。

**《保護者の皆様へ》**

お子さんからの御意見や御質問をお待ちしております。御家庭でお子さんに青木小学校の検討状況をお話される際に、分からない点や気になることがありましたら、お問い合わせ先までお寄せください。

**◆第2回検討部会について ※会議の公開・非公開は検討部会の冒頭で決定します。**

日時・会場：未定（決定次第、以下のホームページでお知らせします。）

検討内容：学校規模適正化等について



【ホームページ】

**◆「青木小学校」学校規模適正化等検討部会の経過等について**

部会の会議案内や会議録、ニュースについては、ホームページからも御覧になれます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/tekiseika/aoki-husoku.html>

**◆事務局（お問い合わせ先）**

皆さまからのご意見やご質問を受け付けております。Eメール、電話またはFAXでお寄せ下さい。

お寄せいただいた御意見等は、全て検討部会に報告し、議論の参考にさせていただきます。

横浜市教育委員会事務局学校計画課

Eメール：ky-kanagawa2024@city.yokohama.lg.jp TEL：045-671-3252 FAX：045-651-1417